

海水分析結果〈港湾内〉（全β・γ）

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5号機取水口前	2024/02/10 08:00	< 1.2E+01	< 3.6E-01	< 3.5E-01
1F 物揚場前	2024/02/10 07:44	1.6E+01	< 3.1E-01	3.6E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2024/02/10 07:40	1.8E+01	< 3.0E-01	1.2E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2024/02/10 06:55	< 1.2E+01	< 3.1E-01	2.5E+00
1F 港湾口	2024/02/10 06:49	1.5E+01	< 3.8E-01	< 3.4E-01
1F 港湾中央	2024/02/10 06:40	< 1.3E+01	< 3.4E-01	< 3.1E-01
1F 港湾内東側	2024/02/10 06:43	< 1.3E+01	< 2.7E-01	< 3.2E-01
1F 港湾内西側	2024/02/10 06:38	< 1.3E+01	< 3.1E-01	< 2.5E-01
1F 港湾内北側	2024/02/10 06:35	< 1.3E+01	< 3.5E-01	< 3.3E-01
1F 港湾内南側	2024/02/10 06:46	1.4E+01	< 2.8E-01	< 2.9E-01
WHOの飲料水水質ガイドライン ^{※1}			1.0E+01	1.0E+01

- ・ 不等号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。
- ・ 測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
- ・ $\text{〇.〇E}\pm\text{〇}$ とは、 $\text{〇.〇}\times 10^{\pm\text{〇}}$ であることを意味する。
(例) $3.1\text{E}+01$ は 3.1×10^1 で31, $3.1\text{E}+00$ は 3.1×10^0 で3.1, $3.1\text{E}-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。
- ・ 物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、Cs-134、Cs-137の指標

- ・ 分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について (日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>